

「新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン」(改定素案)からの主な変更点

※「新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン」(改定素案)からパブリック・コメント等を踏まえて修正しています。主な変更点は以下のとおりです。なお、軽微な変更や文言整理などは除いています。

No.	変更理由	項目	ページ	計画(変更後)←←←	←←←改定素案(変更前)
景観まちづくり計画					
第2章 景観法を活用した景観まちづくり					
1 新宿区に共通する景観形成の方針					
1	第210回都市計画審議会 「みどりについて、景観の面でみどりの保全という視点が重要だと思う」との意見を踏まえて修正。	視点3)水とみどりを活かす	P.11	高度に市街化され、変化のエネルギーが激しいまちにあって、みどりは最も失われがちで、しかも必要不可欠なため、 <u>既存樹木の保存・移植等によるみどりの保全を誘導するとともに、新たな植樹等によるみどりの空間の創出に取り組みます。</u> また、大規模施設、公園、斜面緑地、庭園などのまとまったみどりを活用するとともに、都市に潤いを与え品格を高める水辺空間づくりや、湧水の保全に積極的に取り組んでいきます。	高度に市街化され、変化のエネルギーが激しいまちにあって、最も失われがちで、しかも必要不可欠なみどりを保全し、積極的に創出していくことは重要です。特に、大規模施設や公園、斜面緑地、庭園などのまとまったみどりを活用するとともに、都市に潤いを与え品格を高める水辺空間づくりや、湧水の保全に積極的に取り組んでいきます。
		みどりの景観形成ガイドライン 1 まちの記憶や文化を大切にす	P.262	(1)みどりを保全する。 建築物が建て替わるたび、その地域の景観をかたち作っていた貴重なみどりが失われています。古い樹木や林は、地域の歴史や文化を伝える、大切なみどりの語り部です。地域の貴重な財産として、 <u>保存や移植等により、みどりを保全してください。</u> また、みどりを適切に管理していくことも重要です。 具体的な方策 ■地域の歴史や文化を伝える既存樹木を保存・移植する ■新たに植樹する場合は、将来の成長した姿を見据えて、既存樹木との連続性や調和、歴史性に配慮した樹種を選定する	(1)既存樹木は残す。 建築物が建て替わるたび、その地域の景観をかたち作っていた貴重なみどりが失われています。古い樹木や林は、地域の歴史や文化を伝える、大切なみどりの語り部です。地域の貴重な財産として、 <u>可能な限り保存してください。</u> 具体的な方策 ■地域の歴史や文化を伝える既存樹木を残す
3 区分地区における景観形成の方針・基準					
2	パブリック・コメント No.52「粋なまち神楽坂地区の景観形成方針として、屋外広告物の景観誘導の方針を記載してほしい」との意見を踏まえて修正。	(2)景観形成方針	P.41	⑤伝統と現代がふれあう神楽坂における屋外広告物の景観誘導 坂道と街路樹の美しい神楽坂通りを中心に、商業施設と居住施設が共存した地域や伝統的な路地地域を彩る粋な屋外広告物の景観誘導を進めます。	(改定素案では記載なし)

No.	変更理由	項目	ページ	計画(変更後)←←←	←←←改定素案(変更前)
第3章 景観まちづくりの推進					
2 景観まちづくり推進施策					
3	パブリック・コメント No.8「届出対象規模に満たない規模であっても、景観まちづくり計画及び景観形成ガイドラインに沿って建築計画を行うように誘導するとの文章を追加してほしい」との意見を踏まえて修正。	1 景観事前協議制度	P.67	なお、景観事前協議等の対象とならない建築物についても、「景観まちづくり計画」及び「景観形成ガイドライン」に沿った計画とすることが望まれます。	(改定素案では記載なし)
景観形成ガイドライン					
区全域景観形成ガイドライン					
2-6 公共空間の景観形成ガイドライン					
4	第213回都市計画審議会 「公共空間のガイドラインについては、魅力的な空間を維持管理する方法を追加してほしい」との意見を踏まえて修正。	1 居心地の良い公共空間をつくる	P.275	(5)景観を維持し続けるため、持続可能な公共空間を形成する。 ■素材は耐久性が高く、経年劣化の少ないものを用いる ■交換等のメンテナンス性に優れた部材を選定する ■修繕やリノベーションを想定した意匠・デザインとする ■持続的な維持管理体制や仕組みについて計画する	(5)景観を維持し続けるため、持続可能な公共空間を形成する。 ■素材は耐久性が高く、経年劣化の少ないものを用いる ■交換等のメンテナンス性に優れた部材を選定する ■修繕やリノベーションを想定した意匠・デザインとする
屋外広告物に関する景観形成ガイドライン					
2 区全域屋外広告物ガイドライン					
5	第210回都市計画審議会 「デジタルサイネージについて、音や光など景観に与える影響が大きいため十分に検討してほしい」との意見を踏まえて修正。	5 デジタルサイネージ等について	P.305	自主審査体制の構築 デジタルサイネージ等はコンテンツに関する自主審査基準等を設け、更新時にもルールを守ることが重要です。自主審査基準には、以下の内容を参考に、良好な景観形成に必要な基準を定めてください。 (中略) コンテンツについて コンテンツは、公序良俗に反するものや公衆に不快感や不安を与えるものは避け、地域特性を踏まえた表現や地域貢献につながる活用を検討することが大切です。設置する前の周辺への事前相談や設置後の苦情処理などについては、設置者が責任を持って対応する必要があります。	コンテンツについて コンテンツは、公序良俗に反するものや公衆に不快感や不安を与えるものは避け、地域特性を踏まえた表現や地域貢献につながる活用を検討することが大切です。また、自主審査基準等を設け、更新時にもルールを守ることが重要です。設置する前の周辺への事前相談や設置後の苦情処理などについては、設置者が責任を持って対応する必要があります。